⒀　第１号１⒀に同じ
⒁　第３号１⒁に同じ
⒂～⒆　第１号１⒂～⒆に同じ
２　競争参加資格
⑴　第１号２⑴に同じ
⑵～⑶　第３号２⑵～⑶に同じ
⑷　第１号２⑶に同じ
⑸　平成11年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。））
㋐　構造物内幅が８ｍ以上の道路の場所打ちボックスカルバート工事であること。
㋑　土留め壁工法による開削深度が９ｍ以上であること。
㋒　ソイルセメント杭による地中連続壁の工事であること。
ただし、上記㋐～㋒は同一工事でなくともよい。
なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
ただし、経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社は上記の施工実績を有し、他の構成員は元請けとして完成・引渡しが完了した上記㋐の施工実績を有すること。
また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。
⑹　第１号２⑸に同じ
⑺　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
複数の技術者を申請する場合は、申請する全ての者について次に掲げる基準を満たしていること。
①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
②　１人の者が、平成11年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記に掲げる同種工事の経験を有する者であること。（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。））
㋐　構造物内幅が８ｍ以上の道路の場所打ちボックスカルバート工事であること。
なお、当該経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
ただし、経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社の主任技術者又は監理技術者が上記の工事経験を有していればよい。
また、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事においての経験のみ同種工事の経験として認める。
③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
⑻～⑾　第１号２⑺～⑽に同じ
３　総合評価に関する事項
⑴　落札方式
①　入札参加者は「価格」、「技術提案［ＶＥ提案］」、「工事全般の施工計画」及び「施工体制」をもって入札し、次の㋐、㋑の要件に該当する者のうち、⑵「総合評価の方法」によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。
㋐　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
㋑　評価値が、標準点を予定価格で除した数値（「基準評価値」）に対して下回らないこと。
②　①において、評価値の最も高い者が２人以上あるときは、当該者にくじを引かせ落札者を決定する。
⑵　総合評価の方法
①　「標準点」を100点とし、「施工体制評価点」の最高点を30点、及び「加算点」の最高点を60点とする。
②　「加算点」の算出方法は、予定価格の制限の範囲内での入札参加者のうち、下記㋐、㋑のそれぞれの評価項目毎に評価を行い加算点を算出する。また、「施工体制評価点」は下記㋒の評価項目を評価して算出する。なお、「施工体制評価点」の低い者に対しては「加算点」を減ずる場合がある。
㋐　技術提案［ＶＥ提案］の項目として「カルバート現場施工時の品質確保に係わる具体的な提案」
㋑　工事全般の施工計画
㋒　施工体制（施工体制評価点）
③　価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」と、「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。
④　⑵㋐、㋑、㋒の評価項目について、共通仕様書、特記仕様書及び関係法令を遵守し、一般的な施工機械により施工（詳細は入札説明書参照。）及び管理する方法を用いて作業を行う者で、入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められる場合に標準点（100点）を与え、さらに⑵㋐の技術提案［ＶＥ提案］及び⑵㋑の工事全般の施工計画並びに⑵㋒の施工体制の内容に応じて、それぞれ加算点及び施工体制評価点を算出し与える。なお、⑵㋐の技術提案［ＶＥ提案］を行わない者は、⑵㋑、㋒の内容に応じて、それぞれ加算点及び施工体制評価点を算出し与える。
⑤　⑵㋐の「カルバート現場施工時の品質確保に係わる具体的な提案［ＶＥ提案］」については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、提案内容に応じて、それぞれ、Ⅴ（30点）、Ⅳ（23点）、Ⅲ（15点）、Ⅱ（８点）、Ⅰ（３点）及び不採用により評価を行い加算点を与える。
⑵㋑の「工事全般の施工計画」については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、施工計画の内容に応じて、Ⅴ（30点）、Ⅳ（23点）、Ⅲ（15点）、Ⅱ（８点）、Ⅰ（０点）により評価を行い加算点を与える。なお、未提出である又は全ての提案が不適切である場合は欠格とする。
⑶　⑵⑵㋐、㋑の評価基準の詳細は入札説明書による。
⑷　⑵⑵㋐「カルバート現場施工時の品質確保に係わる具体的な提案」については、受注者の責により入札時の評価内容が実施されていないと判断された場合は、ペナルティとして、工事成績評定を減ずることとし、未実施の評価項目毎に５点減ずる。
⑸　⑵⑵㋑で求めた、工事全般の施工計画については、履行状況から、受注者の責により入札時の評価項目の内容が実施されていないと判断された場合は、工事成績評定を減ずることとし、５点を減ずる。
４　入札手続等
⑴～⑸　第１号４⑴～⑸に同じ
⑹　第１号４⑹に同じ
①～②　第１号４⑹①～②に同じ
③　郵送等による入札の受領期限は、平成26年10月22日12時00分　送付先は、関東地方整備局総務部契約課契約第一係。
開札は、平成26年10月27日14時30分　関東地方整備局総務部契約課にて行う。
なお、落札決定の日は開札の翌日（土曜日、日曜日及び祝日は除く。）を予定する。
５　その他
⑴～⑹　第１号５⑴～⑹に同じ
⑺　本工事に係る申請書及び資料の提出にあたって、技術提案［ＶＥ提案］により施工しようとする場合は、その内容を示した技術提案書［ＶＥ提案］を提出すること。ただし、技術提案［ＶＥ提案］が適正と認められなかった場合においては、標準案により入札に参加できる。
また、標準案に基づいて施工しようとする場合は、標準案によって入札に参加する旨を記載した書面を提出すること（詳細は入札説明書参照。）
⑻～⑬　第１号５⑺～⑿に同じ
⑭　競争参加資格の確認の通知において、ＶＥ提案により競争参加資格を認められた者は、当該提案に基づく入札を行い、標準案を提出した者は、標準案に基づく入札を行うことを条件とし、これに違反した入札は無効とする。
⑮～⑱　第１号５⒀～⒃に同じ